

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	国土交通省航空局安全部安全企画課	電話番号： 03-5253-8696 e-mail: hqt-cab-ankika@ml.mlit.go.jp
評価実施時期	平成28年9月15日	
規制の目的、内容及び必要性等	昨今、米軍飛行場周辺で航空機に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為が発生していることから、これらの行為について、民間航空機と同様に航空法第99条の2による規制の対象に加えることとする。	
	法令の名称・関連条項とその内容	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令
想定される代替案	本規制案は、米軍機等に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を規制しようとするものであり、代替案は想定しがたい。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	航空法第99条の2に規定する許可を得るための申請等に係る費用
	(行政費用)	行政費用
	(その他の社会的費用)	なし
規制の便益	便益の要素	
	米軍機等の運航に影響を及ぼすおそれのある行為を原則禁止とし、これを行おうとする場合は国土交通大臣の許可に係らしめることで、航空機の安全な航行を実現し、米軍機等及び地上の人や物件の安全を確保することができる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本規制案は、現行に比して遵守費用や行政費用が発生するものの、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について抑止力を確保することにより、米軍機等及び国民の生命・財産に対する危害を未然に防ぐものである。	
有識者の見解その他関連事項	交通政策審議会航空分科会技術・安全部会(平成28年8月9日)において、事務局から、航空機に向かってレーザー光を照射する行為の状況等について資料を提出し説明したところ、出席委員から、国として対策を講じることについて賛意が示された。	
レビューを行う時期又は条件	平成33年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。	
備考		